

新潟市民病院職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第5号

新潟市民病院職員就業規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員就業規程（平成20年新潟市民病院管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の4」を「第19条の5」に改める。

第8条第2項中「第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定より採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第9条、第9条の2第3項及び第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2章第3節中第19条の4の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第19条の5 職員の高齢者部分休業（法第26条の3に規定する高齢者部分休業をいう。）に関しては、新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年新潟市条例第8号）の適用を受ける市一般職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若し

くは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この
規程による改正後の新潟市民病院職員就業規程第8条第2項に規定する定年前再任用短
時間勤務職員とみなす。